

第367回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月18日（水）13:55～14:40
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、三原敏夫、
柏木正弘、濱 竹美、平尾義徳、今治清孝、
中村秀美
- 4 欠席委員 豊崎辰輝、島崎勝弘、三木真之、中西 敬、
團 昭紀、福井典代
- 5 事務局 岡久事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内係長
- 7 議 題
 - (1) 令和6年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、
申請期間及び事務取扱要領について
 - (2) 下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請
について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (5) 知事許可漁業の申請期間について
 - (6) 徳島海区漁業調整委員会事務局規程の改正について
 - (7) 徳島海区漁業調整委員会公文書管理規程の制定について
 - (8) その他

8 議事

局長： それでは皆さんおそろいになりましたので、これより第367回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中9名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしくお願いいたします。

会長： 大変お忙しい中このように大勢お集まりいただきありがとうございます。また今年はこの暑い中、大変だったと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまから、第367回徳島海区漁業調整委員会を、開会いたします。

本日の会議の議事録署名者は、阿利委員さんと中村委員さんをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題1は「令和6年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針申請期間及び事務取扱要領について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のおりでございますが、本件について、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。何かございませんか。

委員： 去年、数書いてた？消すっていうことは数はどうなるの。

漁業管理調整課： 許可方針の中に記載してあったんですけども、同様のものが9ページ以降の制限措置というものがございますが、こちらの方に、表の中で、右から2段目になるんですが「許可または起業の認可をすべき漁業者の数ということで、こちらの方に数自体が同じように記載されてございま

すので、同じことをあっちにもこっちにもという、それぞれ皆様にお諮りしていただく必要が出てきますので、そこを簡素化するために許可方針から消させていただきます。

漁業管理調整課： 補足させていただきますと、これうなぎに限った話じゃなくて、バッチとか底びきとかの許可も、従来許可方針の中で、数を記載して、また別に、こちらの表になっている制限措置の方にも数を記載して、両方をホームページに載せて、変える度に、皆さんにお諮りしている状況になっていたんですけども、同じものをわざわざ2つに分けて書くことになるということで、今年の春に開催した当委員会で、底びきとかバッチとか刺網とかの一般的な海面漁業許可について、許可方針の中から、許可すべき数字を削除して、制限措置の表の中に、全部集約させていただいてたんですけども、うなぎの許可については年に1回しかやらないで、その際に、変更するリストから漏れてましたので、今回新たに今年うなぎ稚魚の許可方針を定めるにあたって、他の漁業許可と同じように、数字はその表に集約して、許可方針を整理させていただくということです。

委員： 単価を書くのは今年初めてやね。

漁業管理調整課： はい

会長： 他に何かございませんか。

委員： 許可の数は去年とどんなん。ようけ変わってるところがあるんですか。

漁業管理調整課： 変わってるところには線を引いてあるんですけど、若干の増減はどうしても新しく組合員になられた方に許可したいとか、やめる人の分を消してほしいとか。全体的には去年の数と大きく変わらないよう、むやみやたらと増やし

たいという相談には応じないこととしています。

会長： 他に何かございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり、異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては、諮問案どおり、異議のない旨を答申することといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2は、「下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

それでは事務局から説明よろしく申し上げます。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

会長： ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、委員会指示を発出するとともに、文書を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので本件につきましては、原案どおり、委員会指示を発出するとともに文書を発出することとします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題3は「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
何かございませんか。

会長： ないようでございますので本件につきましては、原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので本件につきましては、原案のとおり、指示を発出することといたします。
それでは次の議題に移りたいと思います。
議題4は「知事許可漁業の許可方針の改正について」でございます。
県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりでございますが、本件について、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

委員： 小松島で地曳き網するん？漁師さん？観光とか？

漁業管理調整課： 漁師さんですが観光も込みと聞いています。

会長： 他に何かございませんか。
ないようでございますので、諮問案どおり、異議のない旨を答申してもよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては、諮問案
どおり異議のない旨を答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。
県から説明をよろしくお願いします。

漁業管理調整課： 資料5により説明

会長： 説明は以上のとおりでございます。本件につきまして、ご意
見、ご質問等ございましたらお願いいたします。何かござい
ませんか。

委員： ばかがいっておるん？

委員： おらん。うちも許可出してるけどおらん。

漁業管理調整課： 獲りに行く人は？

委員： 許可がなかったら獲りにいけん。うちだったら2人ぐらい
許可申請してくれてるけどほとんどおらん。

委員： 前はなんぼでもおったんやけどな。

会長： それでは、何かございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、諮問案
どおり、異議のない旨を答申することとしてよろしいでしよ
うか。

委員： 異議なし

会長： ご異議ないようでございますので、本件につきましては、
諮問案どおり異議のない旨を答申することといたします。
それでは、次の議題に移りたいと思います。
議題6「徳島海区漁業調整委員会事務局規程の改正について」
でございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見ご質問
等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： ないようでございますので本件につきましては、原案どお
り改正することよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、原案どおり改正することとい
たします。
それでは次の議題に移りたいと思います。
議題7「徳島海区漁業調整委員会公文書管理規程の制定に
ついて」でございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料7により説明

会長： 説明は以上のとおりでございますが、本件について何かご
質問ございますか。

会長： ないようでございますので、本件につきましては原案どお
り制定することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、原案どおり制定することといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、その他でございます。何かございませんか。

会長： それでは、特に無いようですのでこれもちまして、第367回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上